

“nu”スタジオ(terasuba 本庄)利用約款

(総則)

1、本庄 RE-PUBLIC（以下「管理責任者」という。）が運営する“nu”スタジオ（以下「スタジオ」という。）の利用者はこの利用約款に定める事項を承諾の上、順守するものとします。

(利用時間)

2、利用時間は、機材等の搬入、搬出、後片付け等の付帯作業時間を含め、許可を得た利用時間内とします。

3、特段の事情がある場合、2週間以上の猶予期間を置き、許可をした時間帯の変更または、使用の一時停止を依頼することがあります。

(施設予約)

4、スタジオの利用を希望する方は、所定の予約フォームから必要事項を入力し、管理責任者の承認を得なければなりません。

5、申し込みの受付は、利用開始月の2ヶ月前より開始し、利用開始日前日に終了します。

6、施設予約は先着順とします。ただし、施設所有者である本庄市からの施設予約あった場合は、調整をお願いすることがあります。

7、施設予約は、原則として1年の単位とします。ただし、利用初年度においては、直近の3月末日までとし、以降1年を単位とした更新とします。なお、都度利用の場合は、長期利用者の予約を優先します。

8、施設予約開始時に新規の方と更新の方が重複するような場合は、更新の方を優先します。

(利用料金)

9、利用料金は別に定める、「スタジオ利用料金（税込）」によります。

10、利用料金は 予約フォームを入力後、利用前の鍵受け渡し時にインフォメーション窓口でお支払いください。

(中途解約)

11、継続利用者の方について、当初予約した期間を途中で解約する場合は、2ヶ月前まで申し出をお願いします。月の途中で解約はできません。月の途中で実質的に利用を中断した場合であっても、申し出までの間は、利用があったものとしてみなします。

12、利用者が、本約款に違反する行為、あるいは公序良俗に反する行為、または刑事・民事の責任に問われるような事象が発生した場合は、理由の如何を問わず即刻利用許可を取り消し、利用の中止をお願いすることがあります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対してもその責を負いませんので、あらかじめご承知おきください。

(利用上の注意)

- 13、利用者は、施設利用にあたり管理責任者の指示に従わなければなりません。
- 14、利用者は、公共の利益に害する行為、通行人他、他の施設に迷惑を及ぼすような行為をしてはなりません。
- 15、利用者は、危険物、有害物質、異臭を放つ恐れのあるものを持ち込んでではありません。
- 16、利用者は、施設内の備品、壁などの構築物を損傷した場合は、責任をもって現状に回復しなければなりません。
- 17、施設内の壁、柱、窓などに直接画びょう、粘着テープなどで掲示することを禁止します。掲示物がある場合は、別途掲示用のボードをご用意ください。
- 18、利用者は、施設利用中は常に安全に配慮し、参加者、その他第三者が被ったあらゆる損害に対し、自らの責任でないことが立証できる場合を除き、すべての責任を負うものとします。
- 20、当施設では、原則として備品、用具等の保管はお断りします。利用者が利用に供する備品等を持ち込む場合は、原則としてその都度持ち帰るようお願いします。
- 21、利用者は、利用中に発生した廃棄物は責任をもってお持ち帰りください。
- 23、利用者は、申込書に記載した内容以外の行為をしてはいけません。
- 24、利用者は施設内のテーブル、椅子、ホワイトボード等を自由に使うことができます。ご使用後は元の場所へお戻しください。
- 25、当施設は、暴力団関係者の利用、ネットワークビジネス等、特定商取引法で禁止されている勧誘方法での利用、特定の宗教活動を目的とした利用は禁止します。

以上

本庄市指定管理者 本庄 RE-PUBLIC